

速度取締り指針

令和7年1月
長府警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	8:00 ~ 20:00	乃木浜・松屋地区	60km/h
国道491号	8:00 ~ 20:00	小月・菊川地区	60km/h
県道下関長門線	8:00 ~ 20:00	内日・菊川・豊田地区	60km/h

- 通学路・生活道路についても歩行者を保護するため速度取締りを行います。
- 国道のほか、県道や下関市道でも重大事故抑止のため時間・場所をランダムに変更して速度取締りを行います。

管内における交通事故実態と分析結果（令和6年7月～12月）



人身事故を分析した結果、令和6年下半期は、令和6年上半期に比べて、人身事故発生件数・負傷者数ともに減少し、

- 道路形状別では、直路での発生が約5割
- 時間帯別では8時～18時での発生が約7割
- 路線別では国道の発生が約5割

という特徴が見られました。

また、国道2号では、才川交差点から下関市中心部方面での交通事故発生が多い状況です。

※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 私道と駐車場は除く
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で 8 件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生の多い国道や県道その他、下関市道でも交通指導取締りを行います。
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質交通違反や横断歩行者妨害等の交通指導取締りを強化します。
- 重大事故抑止のため、夜間での交通指導取締りも強化します。